

## 測量・建設コンサルタント等契約締結時等提出書類チェック表

四日市市

※各種届出様式は、「四日市市入札情報ホームページ」の「書式のダウンロード」よりダウンロードしていただけます。

※令和3年10月1日にホームページを修正しておりますので、最新の書式を使用してください。

### ◎ 契約締結時の提出書類（提出先：調達契約課）

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 契約書(袋とじ2部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入印紙の貼付は1部のみで可 (契約金額から消費税額を除いた金額が印紙税課税対象額となります)</li> <li>・「契約日」は調達契約課の窓口で契約締結を行う日になります (ただし、契約締結期限内の日) ※押印後に手書きで日付を記入</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 改正建築士法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延べ面積300㎡を超える建築物の新築に係る建築設計業務又は建築工事監理業務 (増築、改築、大規模修繕、大規模模様替に係る部分が延べ面積300㎡を超える場合は適用対象)</li> <li>・「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」の用紙に記載事項を記入した上で、契約書に綴じ込む必要がありますので、事前に工事担当課に記載事項の内容確認を受けてください</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 管理技術者・照査技術者 選任通知書(調達契約課提出用) ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定技術者等を入札参加資格確認申請書で事前に申請する入札については、その申請書に記載した配置予定技術者等から選任してください</li> <li>・<u>なりすまし防止のため、選任する技術者の顔写真付きの公的機関が発行した証明書(監理技術者証、運転免許証、技能講習修了証明書、パスポート等)の写しを併せて提出してください。</u> ※氏名・顔写真が鮮明に写ったものを提出してください。判別が出来ない場合再提出を求めることがあります。 ※有効期限内のものに限ります。</li> <li>・契約時に配置予定技術者を届け出る場合(随意契約や一部の指名競争)は、資格を証する書類(合格証書等)、雇用を確認できる書類等の添付書類を併せて提出してください(市内本店業者は、提出を省略できます)。</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 契約保証関係書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約金額500万円以上で提出が必要となります</li> <li>・契約予定日までに必ず手続き完了してください</li> <li>・履行保証保険で保険金額を千円止め等にする必要がある場合は、金額を切り上げてください。履行期間は、契約書の委託期間と同じにしてください。</li> <li>・別紙(別冊)で保証にかかる約款がありましたら、併せてお持ちください。</li> <li>・現金で納付する場合は、事前に連絡してください。納付書を作成し、お渡しします</li> </ul>

### ◎ 契約締結以降の提出書類（提出先：工事担当課）

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 管理技術者・照査技術者 選任通知書 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定技術者等を入札参加資格確認申請書で事前に申請する入札については、その申請書に記載した配置予定技術者等から選任してください</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 委託業務着手届 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ着手届を提出し、契約締結の日から7日以内に着手する必要があります</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 工程表 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結後7日以内に提出してください</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 前金払請求書(委託) ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前払金支払い対象委託業務(契約金額300万円以上)で前払金を請求する場合に必要です</li> <li>・公共工事前払金保証事業会社との保証契約に係る保証証書を添付してください</li> <li>・対象委託業務で前金払の請求を辞退する場合は、「前金払辞退届」※を提出してください</li> </ul>
<input type="checkbox"/> テクリス等の登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約金額100万以上の調査設計業務、地質調査業務、測量業務並びに補償コンサルタント業務については、測量調査設計業務実績情報システム(テクリス)への登録が必要となります(ただし建築関係業務は登録対象外です)</li> <li>・契約金額100万以上の農業農村整備事業における業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(アグリリス)への登録が必要となります</li> <li>・契約締結後、監督職員の確認を受けたいうえ、登録すること(変更時、完了時も同様。訂正は随時可能)</li> </ul>

その他必要な書類については、関係法令や特記仕様書等、監督職員の指示に従って提出してください。